

(掲 示)

× i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕				〔現 行〕			
第 1 章～第14章 (略)				第 1 章～第14章 (略)			
料金表				料金表			
通則				通則			
1～27 (略)				1～27 (略)			
(注) (略)				(注) (略)			
第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)				第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 付加機能使用料				第 2 付加機能使用料			
1 (略)				1 (略)			
2 料金額				2 料金額			
区 分		単 位		料 金 額 (月 額)		料 金 額 (月 額)	
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
グ ル ー プ 管 理 機 能	タイプ A (ビジネス mopera あんしん マネー ジャー)	基本機能		(略)	(略)	(略)	(略)
		追 加 機 能	(略)	(略)	(略)	(略)	
			閉域接続機能	加算額 (1 契約者識別 番号ごとに)	100 円 (108円)		
(略)		(略)		(略)		(略)	
第 3～第 7 (略)				第 3～第 7 (略)			

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～2 (略)	(略)
<p>3 グループ管理機能 当社のインターネットホームページ等から、次の(1)から(12)に定める機能(以下この欄において「追加機能」といいます。)のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能(基本機能)をいいます。 (1)～(11) (略) (12) 特定端末設備管理機能 ア 契約者が、おまかせロック設定機能、電話帳設定機能及びドコモ接続設定機能、ブラウザ利用制限機能、一斉同報機能、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能を利用している場合において、それぞれ次の操作を行うことができる機能をいいます。 (ア) (1)に規定するおまかせロック設定機能について、契約者回線(イに規定する閉域接続機能の提供を受けている場合を除き、spモード機能(33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、第91条の5に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。 (イ)～(キ) (略) イ 特定端末設備管理機能を利用している契約者は、閉域接続機能(第11種接続装置(専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用)に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)を介し</p>	<p>(1)～(4) (略) (5) 契約者は、基本機能又は追加機能(閉域接続機能を除きます。)の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ(そのXi並びにそのXiの料金と一括して料金が請求されるXi及びFOMAをいいます。以下この欄において同じとします。)ごとに、請求していただきます。 (6)～(23) (略) (24) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ1の第11種接続装置を指定していただきます。 ただし、その第11種接続装置に係るビジネスmoperaサービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能(代表機能を除きます。)の提供を受けているときは、指定することができません。 (25) (24)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。 (26) 追加機能(予備管理機能、共通管理機能、iモード管理機能及び閉域接続機能を除きます。)を利用するときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。 (27) 閉域接続機能を利用するときは、(25)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いを要します。 (28) (略) (注) (28)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネスmoperaあんしんマネージャー規約」又は「ビジネスmoperaコマンドダイレクト規約」に定めるところによります。</p>

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～2 (略)	(略)
<p>3 グループ管理機能 当社のインターネットホームページ等から、次の(1)から(12)に定める機能(以下この欄において「追加機能」といいます。)のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能(基本機能)をいいます。 (1)～(11) (略) (12) 特定端末設備管理機能 契約者が、おまかせロック設定機能、電話帳設定機能及びドコモ接続設定機能、ブラウザ利用制限機能、一斉同報機能、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能を利用している場合において、それぞれ次の操作を行うことができる機能をいいます。 ア (1)に規定するおまかせロック設定機能について、契約者回線(spモード機能(33欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、第91条の5に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。 イ～キ (略)</p>	<p>(1)～(4) (略) (5) Xi契約者は、基本機能又は追加機能の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ(そのXi並びにそのXiの料金と一括して料金が請求されるXi及びFOMAをいいます。以下この欄において同じとします。)ごとに、請求していただきます。 (6)～(23) (略) (24) 追加機能(予備管理機能、共通管理機能及びiモード管理機能を除きます。)を利用したときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。 (25) (略) (注) (25)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネスmoperaあんしんマネージャー規約」又は「ビジネスmoperaコマンドダイレクト規約」に定めるところによります。</p>

て、特定端末設備に係るグループ管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。)を利用することができます。

4～29 (略)

(略)

別表3～別表9 (略)

附 則(平成27年2月26日経企第1771号)
この改正規定は、平成27年3月2日から実施します。

4～29 (略)

(略)

別表3～別表9 (略)